

平成30年度

# 監査結果報告書

## 財政援助団体監査

(猪野中防災会)

(ななせの火群まつり振興会)

(おおいた食と暮らしの祭典実行委員会)

(大分県漁業協同組合大分支店)

## 指定管理者監査

(宇曾山荘運営協議会)

(アートプラザ共同事業体)

大分市監査委員



監 査 第 4 7 1 号  
平成 3 0 年 8 月 3 0 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿  
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿  
大 分 市 教 育 委 員 会 教 育 長 三 浦 享 二 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 日 出 美

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 和 彦

大 分 市 監 査 委 員 大 石 祥 一

### 監査の結果について（報告）

財政援助団体及び指定管理者の監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 財政援助団体監査結果報告

## 1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
猪野中防災会	左記の財政援助団体が平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	平成30年5月21日～平成30年8月9日
ななせの火群まつり振興会		
おおいた食と暮らしの祭典実行委員会		
大分県漁業協同組合大分支店		

## 2 監査の方法

財政援助の目的に沿って事業は適切に行われているか、補助金等の決定は適正に行われているか、また、その経理は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

### 3 団体の概要及び監査の結果等

#### 猪野中防災会

(1) 補助金等名 自主防災組織情報伝達設備整備費補助金

(2) 所管部局・課 総務部 防災局 防災危機管理課

#### (3) 財政援助の目的

当事業は、地域ごとの自主的な防災活動を支援するため、自主防災組織の災害時における情報の伝達など防災を目的とした情報伝達設備の整備を図ることを目的としている。

#### (4) 事業の概要

ア 事業費 4,104,000 円

#### イ 事業内容

猪野上公民館に放送設備を設置し、地域内3か所に放送塔を配置することにより、地域全体への情報伝達を図る。

ウ 財政援助額 2,317,000 円

#### (5) 監査の結果

#### ア 団体に対する事項

特に指摘事項はなかった。

#### イ 所管課に対する事項

特に指摘事項はなかった。

## ななせの火群まつり振興会

(1) 補助金等名      ななせの火群まつり補助金

(2) 所管部局・課      市民部 植田支所

### (3) 財政援助の目的

当事業は、地域が一体となった「ななせの火群まつり」を開催し、住民とのふれあいと交流を一層促進し、さらに魅力ある地域づくりを推進することを目的としている。

### (4) 事業の概要

ア 事業費      11,371,779 円

#### イ 事業内容

平成 29 年度 第 18 回ななせの火群まつり

(ア) 期 間      平成 29 年 7 月 29 日 (土) ~ 30 日 (日)

(イ) 場 所      七瀬川自然公園

(ウ) 来場者数      約 65,000 人

(エ) 内 容      7 月 29 日 (土)

祭火リレー・点火式、市民総踊り大会等  
7 月 30 日 (日)

子ども相撲大会、柱松、花火大会等

ウ 財政援助額      4,500,000 円

### (5) 監査の結果

#### ア 団体に対する事項

(ア) 収入した現金を速やかに金融機関に払い込んでいないもの  
収入した協賛金等を長期間現金で保管していたものが見受けられた。  
今後は、現金管理について適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

(イ) 振興会独自の会計規程が整備されておらず、領収証の控えが保管されていないもの、請求書に基づかない支出が行われているもの、見積書の徴収が行われていないものが見受けられた。  
今後は、経理事務手続を明確にするため、会計の事務取扱等を見直し適切な事務処理をされるよう要望する。

## イ 所管課に対する事項

(要望事項)

- (ア) 財政援助団体の担当者と、補助金の交付事務を行う市の担当者が同一人となっていたため、チェック機能が働いていなかった。

今後は、市と団体の事務区分を明確にし、補助金交付事務の適正執行に努められるとともに、団体が行う補助金の経理事務について適切な指導監督をされるよう要望する。

## おおいた食と暮らしの祭典実行委員会

(1) 補助金等名 おおいた食と暮らしの祭典補助金

(2) 所管部局・課 商工労働観光部 商工労政課

### (3) 財政援助の目的

当事業は、大分の豊かな食や優れた技術などを広く市民や全国に紹介することによって、郷土の誇りや愛着を深めるとともに、まちなかのにぎわいの向上や地域経済の活性化を図ることを目的としている。

### (4) 事業の概要

ア 事業費 19,683,482 円

#### イ 事業内容

平成 29 年度 第 2 回おおいた食と暮らしの祭典

(ア) 期 間 平成 29 年 10 月 6 日 (金) ~ 15 日 (日)

(イ) 会 場 大分城址公園、大手公園、若草公園、ふないアクアパーク、大分駅府内中央口広場等

(ウ) 来場者数 約 202,200 人

(エ) 内 容 大分市工業展、植木造園展、暮らしフェスタ、食と暮らしエキスポ、ふないマルシェ等

ウ 財政援助額 19,612,681 円

### (5) 監査の結果

#### ア 団体に対する事項

(ア) 支出事務が適正に行われていないもの

各会場の事業実施者が行った事業に係る支出事務において、領収書等の支払証拠書類の添付が漏れていたものが見受けられたにもかかわらず、書類の提出を求めないまま各事業実施者に対して事業費の支出が行われていた。

今後は、支払証拠書類に基づいた適正な事務処理をされたい。

#### イ 所管課に対する事項

(ア) 補助金の確定事務が適正に行われていないもの

補助金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行われなければならないが、補助金の交付確定額を誤っており、また収支決算書の計数の確認に必要な書類の提出を求めているものも見受けられた。

今後は、補助金の額の確定に当たっては適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

(イ) 財政援助団体の担当者と、補助金の交付事務を行う市の担当者が兼務となっていたため、チェック機能が働いていなかった。

　　今後は、市と団体の事務区分を明確にし、補助金交付事務の適正執行に努められるとともに、団体が行う補助金の経理事務について適切な指導監督をされるよう要望する。



## 大分県漁業協同組合大分支店

(1) 補助金等名 大分市漁業協同組合単独水産振興事業費補助金

(2) 所管部局・課 農林水産部 林業水産課

### (3) 財政援助の目的

当事業は、漁場の管理や水産資源の繁殖保護及び研修会等を通じて水産業の振興を図ることを目的としている。

### (4) 事業の概要

ア 事業費 3,474,254 円

#### イ 事業内容

繁殖保護事業や港の清掃等を行い、水産業の振興を図る。

ウ 財政援助額 2,000,000 円

### (5) 監査の結果

#### ア 団体に対する事項

特に指摘事項はなかった。

#### イ 所管課に対する事項

特に指摘事項はなかった。

# 指定管理者監査結果報告

## 1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
宇曾山荘運営協議会	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の出納その他の事務	平成30年5月21日～平成30年8月9日
アートプラザ共同事業体		

## 2 監査の方法

施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

### 3 団体の概要及び監査の結果等

#### 宇曾山荘運営協議会

(1) 施設名 大分市宇曾山荘

(2) 所管部局・課 企画部 文化国際課

#### (3) 指定管理の概要

ア 指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### イ 指定管理業務の内容

- ① 運営管理施設の使用許可に関する業務
- ② 運営管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 運営管理物件の維持管理に関する業務
- ④ 前3号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

ウ 指定管理料 4,100,000円 (平成29年度)

#### (4) 監査の結果

##### ア 指定管理者に対する事項

(ア) 規則に従った適正な事務処理が行われていないもの

大分市宇曾山荘条例施行規則の規定では、宇曾山荘の施設の使用の許可を受けようとする者は、大分市宇曾山荘施設使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。指定管理者は、申請者に対し使用等の許可をしたときは、大分市宇曾山荘施設使用許可書を交付するものとされている。

しかしながら、必要な事項が記載されていない使用許可申請書に基づいて使用許可しているものや、使用許可申請書の提出を受けずに使用を許可しているものが見受けられた。

また、使用を許可したときに、使用許可書を交付していなかった。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(イ) 基本協定書等に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ大分市の承認を得た上で行うものとされている。

しかしながら、利用料金の減免基準及び還付基準を定めておらず、指定管理者に管理を行わせる場合には適用されない規則の規定に基づき、運用していた。

また、募集要項の規定では、利用料金以外の事業等に係る料金は、市長等の承認を得て、指定管理者が定め、収入とすることができるとされている。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、利用料金以外の事業等に係る料金を定め収入しているものが見受けられた。

今後は、基本協定書等に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (ウ) 正確な会計帳簿類の作成を含め、適切な経理事務を行われるよう要望する。
- (エ) 今後とも各種企画等を通じて、利用者数増加に向けた取り組みを展開されるよう要望する。
- (オ) 今後とも施設の設備点検及び衛生管理を徹底し、安心して利用できる施設運営に努められるよう要望する。

**イ 所管課に対する事項**

- (ア) 規則に従った適正な事務処理が行われていないもの

大分市宇曾山荘条例施行規則の規定では、宇曾山荘の施設の使用の許可を受けようとする者は、大分市宇曾山荘施設使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないが、指定管理者は、申請者に対し使用等の許可をしたときは、大分市宇曾山荘施設使用許可書を交付するものとされている。

しかしながら、必要な事項が記載されていない使用許可申請書に基づいて使用許可しているものや、使用許可申請書の提出を受けずに使用を許可しているものが見受けられたが、指導していなかった。

また、使用を許可したときに、使用許可書を交付していないにもかかわらず、交付するよう指導していなかった。

今後は、規則に従った適正な事務処理を行うよう指導されたい。

- (イ) 基本協定書等に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ大分市の承認を得た上で行うものとされている。

しかしながら、指定管理者に管理を行わせる場合には適用されない規則の規定に基づき運用していたにもかかわらず、利用料金の減免基準及び還付基準を定めるよう指導していなかった。

また、募集要項の規定では、利用料金以外の事業等に係る料金については、市長等の承認を得て、指定管理者が定め、収入とすることができるとされている。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、利用料金以外の事業等に係る料金を定め収入しているにもかかわらず、承認を得るよう指導していなかった。

今後は、基本協定書等に従った適正な事務処理を行うよう指導されたい。

- (ウ) 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、本協定に関する大分市及び指定管理者間の承認等は書面により行わなければならないとされている。

しかしながら、利用料金や使用時間、休所日の設定等に係る承認について、指定管理者から書面により申請を受けていたにもかかわらず、承認した旨を書面により通知していなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (エ) 実施計画書や業務報告書等の審査や運営状況の確認を強化し、必要な指導の実施を徹底されるよう要望する。
- (オ) 利用者数増加に向けた取り組みを引き続き展開されるよう要望する。
- (カ) 今後とも施設の設備点検及び衛生管理を徹底し、安心して利用できる施設運営の指導に努められるよう要望する。

## アートプラザ共同事業体

(1) 施設名 アートプラザ

(2) 所管部局・課 教育部 美術振興課

### (3) 指定管理の概要

ア 指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### イ 指定管理業務の内容

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 管理物件の維持管理に関する業務
- ④ 管理施設の利用促進及び美術文化の振興を図る業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

ウ 指定管理料 73,540,000円 (平成29年度)

### (4) 監査の結果

#### ア 指定管理者に対する事項

(ア) 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、指定管理者は、本業務等の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務等に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図ることとされている。

しかしながら、人件費等の一部経費を支払うため、固有の銀行口座から代表構成員の本社口座に送金しているが、内容がわかる内訳書が作成されていないため資金の収支が不明確なものとなっていた。

また、基本協定書の規定では、指定管理者は、本業務等の実施に係る経理の状況に関する書類を常に整備することとされている。

しかしながら、指定管理者の構成員の担当する業務の経費が一括して計上され、その根拠となる帳簿が備えられていなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

(イ) 市民が芸術文化に触れる機会の提供や各種イベントの企画等を通じて、利用者数増加に向けた取り組みを引き続き展開されるよう要望する。

## イ 所管課に対する事項

(ア) 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、指定管理者は、本業務等の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務等に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図ることとされており、本業務等の実施に係る経理の状況に関する書類を常に整備することとされている。

しかしながら、人件費等の一部経費を支払うため、固有の銀行口座から代表構成員の本社口座に送金しているが、内容がわかる内訳書が作成されていないことや、指定管理者の構成員の担当する業務の経費が一括して計上され、その根拠となる帳簿が備えられていないことなど、会計経理状況の確認が不十分であった。

今後は、会計経理状況の確認を強化し、基本協定書に従った適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(要望事項)

(イ) 指定管理者に対し、施設の管理について今後も引き続き適切な指導・助言等を行うよう要望する。

(ウ) 建物本体及び設備の経年劣化が進んでいるので、施設の老朽化の度合いや利用状況、財政状況等総合的に勘案しながら、施設整備の計画的な推進を要望する。